



決 定 書

異議申出人 野村 純一

広島県江田島市大柿町大君1432番地

異議申出人が令和3年10月15日付けで提起した同年10月3日執行の江田島市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、江田島市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異 議 申 出 の 要 旨 及 び 理 由

1 要旨

本件選挙における当選人古居俊彦（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める。

2 理由

- (1) 本件選挙において選挙権を有する者は、引き続き江田島市に3か月以上住所を有するものでなければならない。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。
- (3) 住所認定は、住民票という形式的な手続によるものではなく、起居、寝食、入浴、電気・水道の使用など客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かが最も重視されるべき事項であり、それらによって決すべきものである。
- (4) 本件当選人の後援会申込書のプロフィールには、「H29 神奈川県入庁（宮城県気仙沼市へ派遣）、R3 神奈川県退職（気仙沼市の派遣解除）」とある。
- (5) 本件当選人は「ふるい としひこ」名のFacebookページにおいて、令和3年6月13日付けで塩竈神社（宮城県塩釜市）の投稿をしており、友人の「気仙沼5年目？6年目でしたっけ？」とのコメントに対し、本件当選人は「今年で6年目ですが、来月末で辞めて帰ります。」と答えている。
- (6) つまり、令和3年7月末まで神奈川県から気仙沼市に派遣されている職員であったことを本件当選人自らが説明していることになる。
- (7) 法第9条の要件を満たさない者は選挙権を有さず、選挙権を有しない者は選挙人名簿に登録される資格を有しないことから、本件当選人は本件選挙において投票及び立候補することができない。

- (8) 江田島市に生活の本拠があることが疑わしい本件当選人は、法第9条に違反している疑義が強く、調査が必要と思料する。

本件当選人の意見書の要旨及び理由

令和3年10月21日付けで、本件当選人から本件異議申出への参加に係る申請があったので、これを許可し、同日付けで意見書の提出を受けた。その要旨及び理由については、次のとおりである。

1 要旨

本件当選人に、法第9条の違反はなく、本件選挙における当選は有効である。

2 理由

- (1) 法第9条では、「市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するもの（抜粋）」とあるが、本件当選人は、この島で生まれ、この島で育ち、この島で働いていた。大学は島外に出たものの、戻ってきて生活をしている。
- (2) 本件当選人は、能美町に自宅を建て、3人の子育ても行っており、住民票は気仙沼市に行っても江田島市のままとしていた。
- (3) 本件当選人は、気仙沼市では、同市が用意した派遣職員宿舎の一室（宮城県気仙沼市古町二丁目8番47号B-107。以下「派遣宿舎」という。）で暮らしており、賃貸借契約等の手続及び家賃負担はなく、光熱水費を支払うのみであった。
- (4) 本件当選人は、一時的に5年ほど派遣宿舎から気仙沼市役所に通ったという物理的に江田島市から離れていたというイメージはあるが、子供たちは自宅で妻と暮らしており、被災地支援の単身赴任でしかない。
- (5) 本件当選人は、派遣期間中は、お盆やお正月に限らず、可能な限り継続して帰省しており、令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響で移動の制限はあったものの、制限に無理のない範囲で移動していた。今年度においては本件選挙の準備もあり、4月、5月及び6月と毎月のように帰省していた。なお、遠方のため、日帰りや一泊のみというのは難しく、一度帰省すると数日は自宅で過ごしていた。
- (6) 法第9条の住所について、生活の本拠について問われているが、判例によれば、生活の本拠を複数持つということにはならず、単一であると判断されている。
- (7) 本件当選人の生活の本拠は、総合的に鑑みても江田島市の自宅にあるものと思う。

争

点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢25歳以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢18歳以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、本件当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3か月以上江田島市に住所を有していたかどうか、という点にある。

決 定 の 理 由

本委員会では、本件異議申出についてその要件を審査した結果、形式的要件を具備したものであるのをこれを受理し、審理に当たっては、関係者に証拠書類等の提出を求めた。また、本件当選人から、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項の規定により、本件異議申出への参加の許可申請があったため、これを許可するとともに、提出された意見書を受理し、審査及び聞取りを行うことでその主張を明らかにするなど、慎重に審理した。

1 法の解釈等

(1) 住所について

ア 法第9条第2項にいう「住所」とは、民法第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解され、また、「選挙の関係では、住所は一人について1か所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日／最高裁判所第二小法廷／判決／昭和23年（オ）98号）とされている。

イ 選挙権及び被選挙権の基準となる「引き続き3か月以上」の期間の算定については、選挙の期日を基準として算定することとされており、民法の規定により、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3か月目の応当日の前日に3か月に達することとなる。つまり、「引き続き3か月以上」の期間は、本件選挙の選挙期日である令和3年10月3日を基準とし、令和3年7月3日から算定されることとなる。

(2) 住所認定の基準

ア 「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない。」（平成9年8月25日／最高裁判所第二小法廷／判決／平成9年（行ツ）78号）とされている。

イ 「およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠をさすものと解するのを相当とする。」とされている（昭和29年10月20日／最高裁判所大法廷／判決／昭和29年（オ）412号）。

(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）における「住所」に係る行政実例

ア 勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等の住所は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、確定困難な者で、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には家族の

もとにおいて生活を共にする者については、家族の居住地にあるものとする（昭和46年3月31日自治振第128号通知問4）。

イ 勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等が、勤務地と家族の居住地が遠隔であることから飛行機を利用して月平均2回程度家族のもとにおいて生活をともにしていても、このことのみをもって住所が家族の居住地にあるということにはならない（昭和57年7月2日愛知県地方課宛て電話回答）。

2 本委員会が職権により収集した証拠書類等により認定した事実

(1) 本件当選人の勤務先等

本件当選人は、平成29年4月1日付けで被災地支援を目的とした神奈川県の新設職員として採用され、気仙沼市に派遣されていた。その後、令和3年7月31日付けで退職した。この間、給料、時間外勤務手当等とは別に、災害派遣手当については気仙沼市から支給されていた。なお、本件当選人は、平成29年3月31日までは江田島市職員であり、平成28年4月1日から江田島市を退職するまでの間は、江田島市から被災地支援を目的として気仙沼市に派遣されており、気仙沼市での勤務期間を合算すると、5年4か月となる。

(2) 勤務先での宿舍

本件当選人は、気仙沼市役所で勤務するに当たり、平成28年3月30日から令和3年8月2日までの間、派遣宿舍で生活していた。なお、派遣宿舍の使用に当たり、申請や契約等の手続は要さなかった。

(3) 派遣宿舍での上水道、下水道、ガス及び電気の使用状況

本件当選人は、上水道、下水道及びガスの使用について、使用場所を派遣宿舍とし、使用者を本件当選人として契約していた。なお、電気の使用状況については、物件の提出を依頼した時点で、需給契約がないとの理由で、詳細を確認することができなかった。

(4) 住所の表記等

ア 住民票

本件当選人は、平成10年6月17日付けで能美町高田3701番地19（以下「現住所地」という。）に転居及び届出をしてから、令和3年10月29日時点において、その内容に変更はない。

イ 運転免許証

本件当選人は、派遣期間中のうち平成28年6月6日及び令和3年6月17日の2度にわたり運転免許証の更新手続を行っているものの、申請書の住所欄には現住所地が記載されており、住所を派遣宿舍に変更する等の手続は行っていない。

ウ 郵便物の転送

本件当選人が派遣宿舍で生活している間における現住所地から派遣宿舍への郵便物転送手続の有無については、不開示情報であるとの理由で、詳細を確認することができなかった。

(5) 家族構成等

本件当選人には、配偶者及び3人の子があり、そのうち、令和3年10月29日時点で現住所地における住民票を有する者は、本件当選人、配偶者及び三男の3人である。

(6) 所有財産

本件当選人は、現住所地を所在地とする家屋及び土地（宅地）のほか、江田島市内に2筆の土地（畑）を所有している。

(7) 課税状況等

本件当選人が派遣宿舎で生活している間の市民税の納税先は江田島市である。また、課税状況により確認できる限りにおいては、同期間中の配偶者及び三男は、本件当選人と生計を同一としていたことがうかがわれる。

(8) 地縁関係等

本件当選人は、気仙沼市へ派遣される以前であるが、江田島市において、地域の振興と発展に寄与することを目的に設立された高田つ子倶楽部の設立当初の役員であった。また、平成27年度には江田島市PTA連合会会長に就任し、平成29年4月に江田島市教育委員会が策定した江田島市スポーツ推進計画の審議会委員を務めるなど、各種地域活動に携わっている。

3 本委員会の判断

以上の事実等を踏まえ、本件当選人が令和3年7月3日から同年10月3日までの間に引き続き3か月以上江田島市に住所を有していたかどうか判断する。

- (1) 法第9条第2項にいう「住所」とは、「各人の生活の本拠」となる。令和3年7月3日から同年10月3日までの間における本件当選人の生活の本拠と考えられる場所は、現住所地と派遣宿舎の2か所となるが、選挙の関係では、住所は一人につき1か所とされる。異議申出の要旨及び理由によれば、本件当選人が当該期間中に気仙沼市に派遣されていたことをもって、当該期間中は江田島市に生活の本拠はないものとして、本件当選人の当選の無効を主張しているものであることから、本件当選人が、気仙沼市役所で勤務していた令和3年7月2日以前の派遣期間中の状況も含めて、生活の本拠が現住所地と派遣宿舎のどちらにあったかについて検討する。
- (2) 行政実例において、「勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等が、勤務地と家族の居住地が遠隔であることから飛行機を利用して月平均2回程度家族のもとにおいて生活をともにしていても、このことのみをもって住所が家族の居住地にあるということにはならない。」とされていることから、本件当選人の「被災地支援の単身赴任」という主張のみをもって、生活の本拠が現住所地にあるとはいえない。
- (3) 本件当選人が江田島市及び神奈川県から気仙沼市に派遣され、5年4か月間気仙沼市役所に勤務していたという事実から、必然的に起居、寝食、入浴などといった日常生活を派遣宿舎において送っていたといえ、当該期間は派遣宿舎に生活の本拠があるとみるのが自然である。しかしながら、本件については、従来判例において住所認定上考慮された特別な諸事実がみられることから、当該諸事実を個別具体的に検討する。

- (4) まずは、被災地支援の派遣制度及び派遣先が用意した宿舎について検討する。当該派遣制度は、東日本大震災の被災地で復旧・復興業務に携わる地方公共団体の職員が不足していることから、全国各地から専門的知識や実務経験を有する者を採用するもので、派遣職員用の宿舎は、気仙沼市が遠方から派遣される職員の日常生活のために用意した短期間の仮の宿舎である。この点について、単身者が、これまで住んでいたアパート等を引き払って派遣職員用の宿舎で生活をする場合や、妻子とともに当該宿舎で生活をする場合は、ほかに生活の本拠がありえず、そこに生活の本拠が移ったということが出来る。しかしながら、本件当選人の状況を鑑みると、本件当選人には、江田島市内に妻子並びに自己の所有する居宅及び畑があり、本件当選人の派遣宿舎への入居に当たり、妻子は派遣宿舎に入居することなく、当該居宅で生活を送っていた。また、本件当選人と配偶者及び三男の生計は同一で、本件当選人の収入が主となり家族全体の生計を維持していたということが認められることから、これらの点については、本件当選人の生活の本拠が現住所地にあったといえる要素の一つとなるものとする。
- (5) 次に、住民票及び運転免許証に記載の住所について検討する。本件当選人は、平成10年6月17日付けで住民票の住所を現住所地として届け出ており、派遣宿舎で生活している間に住所の変更手続を行っておらず、その間の市民税の納税先も江田島市である。また、当該期間中に二度の運転免許証の更新の機会があったにも関わらず、住所変更を行っていない。これらの事実は、本件当選人の主観的意思にすぎないが、仮に生活の本拠が現住所地にないとする場合、5年以上もこれらの手続をとらず生活することは、相当の不便を強いられることが推察され、前記(4)のとおり、江田島市に自己の所有する居宅があり、そこで妻子が本件当選人の収入を主として生活しているという状況があり、生活の本拠が現住所地にあればこそ、これらの手続をとらなかつたものとも考えられる。これらの状況を総合的に鑑みると、本件当選人が生活の本拠を派遣宿舎に移したとはいえないものとする。
- (6) さらに、地縁関係等について検討する。法の趣旨として、地方公共団体の議会の議員選挙において3か月の住所要件を規定していることについては、ある程度地方公共団体内の事情にも通じていることが必要であると考えたものと推定される。本件当選人は、過去に江田島市PTA連合会会長に就任するなど、各種地域活動に携わっていた事実から、本件当選人の江田島市との地縁的關係は一定程度深いものであることがうかがえ、現住所地と派遣宿舎を比較した場合、この点については現住所地に生活の本拠があったものと判断するのが妥当であるとする。
- (7) 以上のことを総合的に判断したところ、本件当選人が約5年4か月の間派遣宿舎で生活をしていても、そのことのみをもって本件当選人の生活の本拠が現住所地から派遣宿舎に移っていたとまではいえず、また、本委員会の調査の範囲内において、これを覆す程度の判断をするに足りる証拠はない。よって、本件当選人は、派遣期間中においても現住所地に客観的な生活の本拠たる実体を具備していたものとし、令和3年7月3日から同年10月3日までの間に引き続き3か月以上江田島市に住所を有していたと判断するのが妥当である。

4 結論

以上のことから、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする決定を求める異議申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年11月14日

江田島市選挙管理委員会 委員長 御堂岡 勝 敏



教

示

この決定に不服がある者（本件選挙における選挙人及び候補者に限る。）は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で広島県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。